

## 防疫連絡会議次第

日時 令和6年10月2日（水）13時30分～14時30分

場所 広島県庁自治会館 303 会議室・WEB 併用形式（Zoom）

### 1 開会

### 2 内容

- （1）令和5年度の振り返り分析
  
- （2）令和6年度の本県の取組状況
  
- （3）基本的な取組方針（国の提言等の確認）
  
- （4）今後の発生予防対策の取組

### 3 その他

### 4 閉会



# 防疫連絡会議

令和6年10月2日  
広島県農林水産局畜産課

## 会議の目的

- 家畜衛生に関する疾病情報及び対策等の共有

### 【鳥インフルエンザ】

- 令和5年度の発生状況及び今シーズンの発生予防対策の再徹底を共有
- 発生時の迅速なまん延防止対策の確認

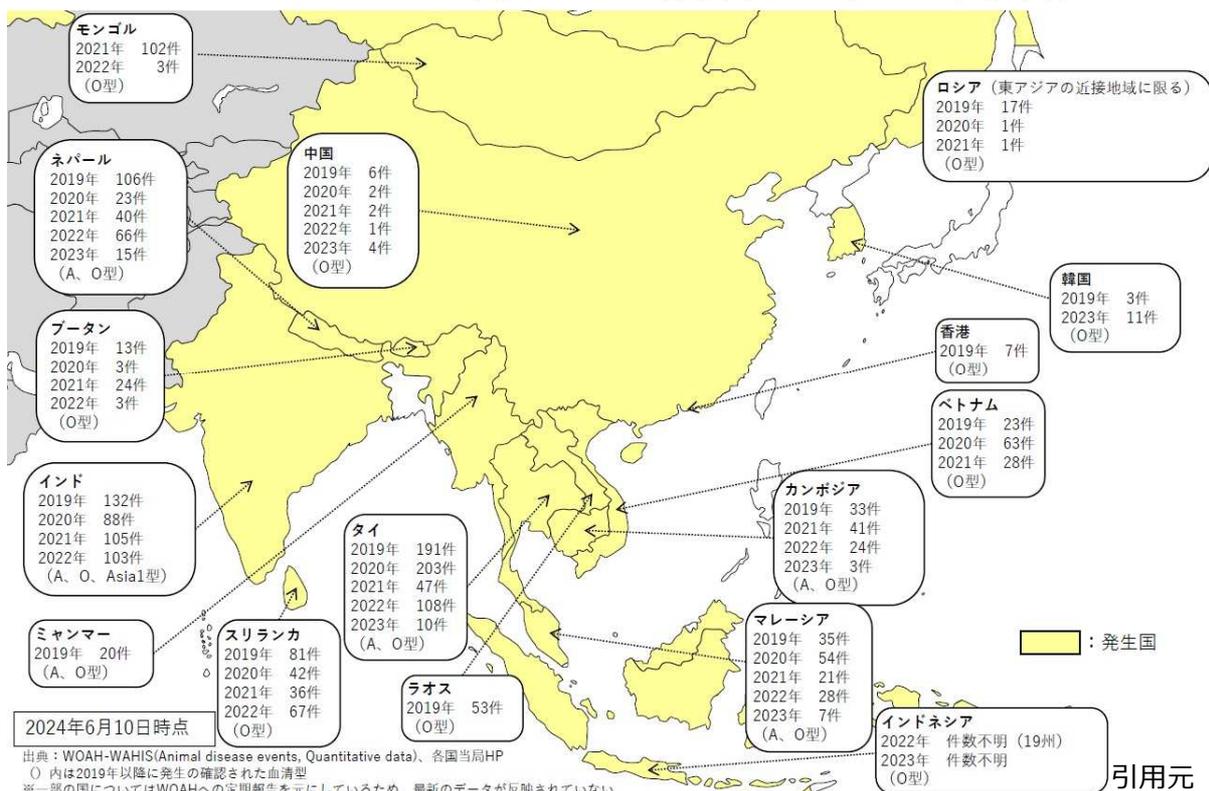


**継続的取組とし、今年度以降発生に関わらず、毎年度開催**

# 口蹄疫

## アジアにおける口蹄疫発生状況

### アジアにおける口蹄疫の発生報告状況（2019年以降）



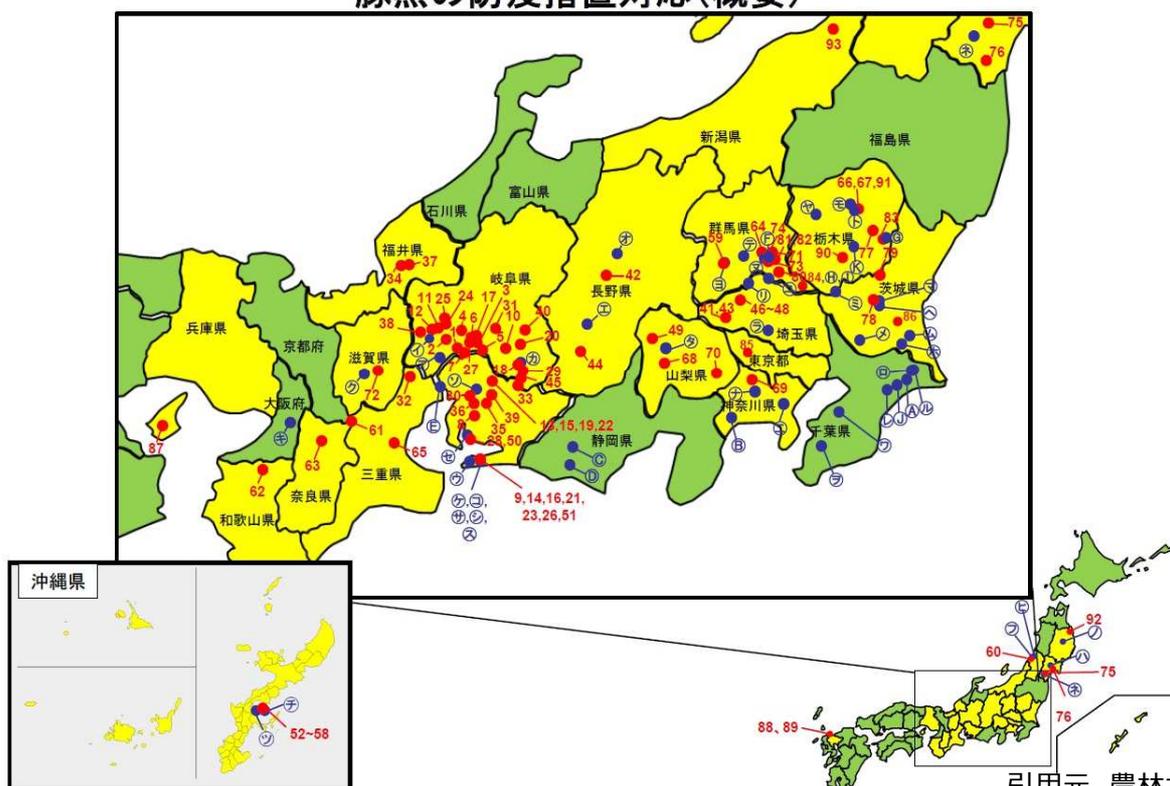
引用元 農林水産省HP

# 豚熱

## 国内における豚熱発生状況

### 豚熱の防疫措置対応(概要)

令和6年8月17日 08時00分現在



引用元 農林水産省HP



# 世界におけるアフリカ豚熱発生状況

出典：WOAH等

## ASFの発生報告状況

2024年2月17日時点

■ = 2005年以降WOAH等に発生通報のあった国/地域



### アフリカ(30か国・地域)

アンゴラ  
ベナン  
ブルキナファソ  
ブルンジ  
カメルーン  
カーボヴェルデ  
中央アフリカ  
チャド  
コンゴ民主共和国  
コンゴ共和国  
コートジボワール  
ガーナ  
ギニアビサウ  
ケニア  
マダガスカル  
マリ  
モーリタニア  
モザンビーク  
ナミビア  
ナイジェリア

### アジア(19か国・地域)

中国  
モンゴル  
ベトナム  
カンボジア  
香港  
北朝鮮  
ラオス  
ミャンマー  
フィリピン  
韓国  
東ティモール  
インドネシア  
インド  
マレーシア  
ブータン  
タイ  
ネパール  
シンガポール  
バングラデシュ

### ヨーロッパ(28か国・地域)

アルメニア  
アゼルバイジャン  
ジョージア  
イタリア  
ロシア  
ウクライナ  
ベラルーシ  
リトアニア  
ポーランド  
ラトビア  
エストニア  
モルドバ  
チェコ  
ルーマニア  
ハンガリー  
ブルガリア  
ベルギー(※2)  
スロバキア  
セルビア  
ギリシャ

### 南北アメリカ(2か国・地域)

ドミニカ共和国  
ハイチ

### オセアニア(1か国・地域)

バプアニューギニア

(※2) ベルギー - 2023年10月1日に発生報告を撤回

引用元 農林水産省HP

※赤字は更新中

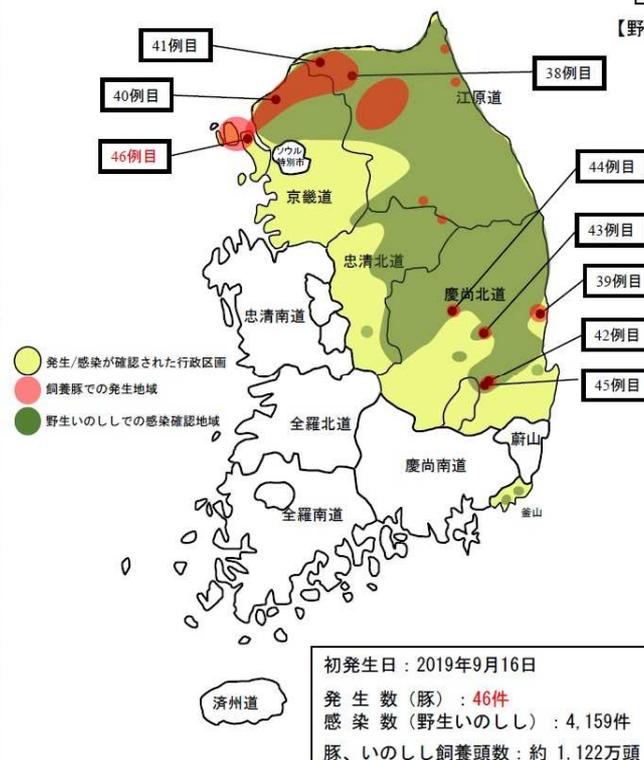
# 韓国におけるアフリカ豚熱発生状況

### 【飼養豚での事例】

事例	発生日	発生地域
1	2019/9/16	京畿道坡州市
2	2019/9/17	京畿道漣川郡
3	2019/9/23	京畿道金浦市
4	2019/9/23	京畿道坡州市
5	2019/9/24	仁川広域市江華郡
6	2019/9/25	仁川広域市江華郡
7	2019/9/25	仁川広域市江華郡
8	2019/9/26	仁川広域市江華郡
9	2019/9/26	仁川広域市江華郡
10	2019/10/1	京畿道坡州市
11	2019/10/1	京畿道漣川郡
12	2019/10/2	京畿道坡州市
13	2019/10/2	京畿道金浦市
14	2019/10/9	京畿道漣川郡
15	2020/10/8	江原道華川郡
16	2020/10/9	江原道華川郡
17	2021/5/4	江原道寧越郡
18	2021/8/7	江原道高城郡
19	2021/8/15	江原道麟蹄郡
20	2021/8/25	江原道洪川郡
21	2021/10/5	江原道麟蹄郡
22	2022/5/26	江原道洪川郡
23	2022/8/18	江原道横川郡
24	2022/9/18	江原道春川市
25	2022/9/19	江原道春川市
26	2022/9/28	京畿道金浦市
27	2022/9/28	京畿道坡州市
28	2022/11/9	江原道鉄原郡
29	2023/1/5	京畿道抱川市
30	2023/1/11	江原道鉄原郡
31	2023/1/22	京畿道金浦市
32	2023/2/11	江原道襄陽郡
33	2023/3/19	京畿道抱川市
34	2023/3/29	京畿道抱川市
35	2023/3/31	京畿道抱川市
36	2023/4/13	京畿道抱川市
37	2023/7/18	江原道鉄原郡
38	2023/9/25	江原道華川郡
39	2024/1/15	慶尚北道豊徳郡
40	2024/1/18	京畿道坡州市
41	2024/5/21	江原道鉄原郡
42	2024/6/15	慶尚北道永川市
43	2024/7/2	慶尚北道安東市
44	2024/7/7	慶尚北道醴泉郡
45	2024/8/12	慶尚北道永川市
46	2024/8/30	京畿道金浦市

## 韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況

2024年8月30日時点



### 【野生イノシシでの事例】(単位: 件)

京畿道	坡州市	100
	漣川郡	418
	抱川市	94
	加平郡	82
	麟蹄郡	37
	華川市	431
	春川市	222
	横川郡	88
	麟蹄郡	159
	高城郡	12
	寧越郡	290
	襄陽郡	36
	洪川郡	111
	江陵市	111
	洪川郡	63
	平昌郡	46
	東海市	1
	醴泉郡	181
	機張郡	63
	三陟市	106
	原州市	83
	太白市	19
	東海市	8
	丹陽郡	202
	堤川市	97
忠清北道	報恩郡	73
	槐山郡	12
	越前郡	1
	忠州市	115
	尚州府	129
	蔚山府	68
	慶陽府	78
	栄州市	22
	醴泉郡	19
	春化郡	90
慶尚北道	盈徳郡	123
	安東市	91
	美陽郡	108
	青松郡	114
	浦項市	86
	永川市	55
	醴泉郡	38
釜山広域市	釜山広域市	25
大邱広域市	軍威郡	15
合計		4,159

初発発生日：2019年9月16日

発生数(豚)：46件

感染数(野生イノシシ)：4,159件

豚、いのしし飼養頭数：約 1,122万頭

※ 韓国当局公表資料を元に作成  
飼養頭数：FAO統計(2021)による  
※ 赤字は2024年8月19日時点から更新

引用元 農林水産省HP

# 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）

## 国内におけるHPAI発生状況（H15～）

年度	発生都道府県数	発生事例数	殺処分処理羽数（約万羽）	ウイルス亜型	病原性
H15	3	4	41	H5N1	高
H17	2	41	578	H5N2	低
H18	3	4	17	H5N1	高
H20	1	7	160	H7N6	低
H26	5	7	43	H5N8	高
H28	9	12	166	H5N6	高
H29	1	1	5.1	H5N6	高
<b>R2</b>	<b>18</b>	<b>52</b>	<b>987</b>	<b>H5N8</b>	<b>高</b>
<b>R3</b>	<b>12</b>	<b>25</b>	<b>189</b>	<b>H5N1/H5N8</b>	<b>高</b>
<b>R4</b>	<b>26</b>	<b>84</b>	<b>1,771</b>	<b>H5N1</b>	<b>高</b>
<b>R5</b>	<b>10</b>	<b>11</b>	<b>104</b>	<b>H5N1/H5N6</b>	<b>高</b>

毎年度発生  
件数増えている

# 広島県HPAI発生状況

発生年度	発生市町	発生日	殺処分終了日	防疫措置完了日	殺処分羽数	初発都道府県	最終発生都道府県	発生件数 (都道府県数)
令和2年度	三原市	R2.12.7	R2.12.9	R2.12.17	134,962	香川県 (R2.11.5)	栃木県 (R3.3.13)	52(18)
令和3年度	福山市	R3.12.7	R3.12.8	R3.12.12	30,569	秋田県 (R3.11.10)	北海道 (R4.5.14)	25(12)
令和4年度 1例目	世羅町	R4.12.16	R4.12.19	R4.12.25	113,503	岡山県 (R4.10.28)	北海道 (R5.4.7)	84(26)
令和4年度 2例目	世羅町	R4.12.19	R4.12.25	R5.1.7	186,938			
令和4年度 3例目	世羅町	R4.12.27	R5.1.4	R5.1.16	126,619			
令和4年度 4例目	世羅町	R4.12.30	R5.1.8	R5.1.17	290,415			
令和4年度 5例目	三次市	R5.1.9	R5.1.20	R5.3.20	835,032			
令和4年度 6例目	世羅町	R5.1.21	R5.1.23	R5.1.31	127,469			
令和5年度	北広島町	R6.3.12	R6.3.16	R6.3.19	80,611	佐賀県 (R5.11.15)	千葉県 (R6.4.29)	11 (10)

# 令和5年度本県におけるHPAI発生及び防疫措置状況

項目	内容
発生確認日	令和6年3月12日
市町	北広島町
飼養形態	採卵鶏
発生鶏舎構造	高床式開放
飼養羽数(羽)	約82,000
防疫措置完了	令和6年3月19日
搬出制限区域解除	令和6年3月30日
移動制限区域解除	令和6年4月10日



## 1 ため池対策

実施可能な水鳥の飛来の抑制・低減対策の検討

## 2 開放鶏舎での対策

野生動物侵入防止対策の再点検

## 3 消毒計画の作成、履行確認指導

農場全体の定期的消毒

実施状況や実施水準の確認

# 令和6年度のHPAI発生予防重点対策（県の状況）

重点対策事項	実施状況
ため池対策状況	実施済：23戸 テグス・カイトの設置、花火、埋め立て、水抜き 検討中：19戸 ため池の所在地及び所有者確認 対策困難：19戸 所有者不明または個人所有 池が大きく作業が困難 対策不要：29戸 ため池なし、野鳥未確認 確認中：10戸
消毒計画作成状況	作成済：83戸 作成中：17戸

※R6 県内100羽以上養鶏飼養農場100戸

## 農場に求められる発生予防対策①

### 1 カラス等からのウイルス侵入防止対策

#### ○直接の忌避対策

レーザー、音、デコイ、ため池水抜き、テグス設置等

#### ○餌場となる箇所<sup>の</sup>除去

開放鶏舎及び堆肥舎のネット張り、飼料置き場への侵入防止  
農場内の清掃と整理徹底等

#### ○カラスや水鳥が生息することを前提とした衛生管理

敷地の定期的消毒、リスク意識の醸成、死亡野鳥発見時の対応

### 2 飼養衛生管理基準の遵守徹底

従業員全員の衛生意識の維持・向上

繰り返し研修、衛生管理の相互チェック

### 3 畜舎入気口の点検（ウインドウレス鶏舎）

### 4 消毒計画の作成及び確実な履行（場所、頻度の管理）

## 農場に求められる発生予防対策②

### ○飼養衛生管理の基本行動に関する動画 7か国語

日本語

英語

中国語

ベトナム語

インドネシア語

タガログ語

ミャンマー語



広島県HPに掲載しています

**農場で働く方全員の研修に活用してください！**

# 今後の発生予防対策の取組：県の対応

## ○野生動物の農場への侵入防止対策の強化

開放鶏舎を中心に、野鳥が侵入する可能性がある箇所の再点検と修繕の実施  
野鳥の具体的な侵入防止対策の強化の指導

## ○飼養衛生管理基準の遵守徹底研修会の開催

目的 農場従業員の衛生意識水準の向上  
令和5年度に作成した動画等の教材（7か国語）を用い10月に4回開催

## ○消毒計画の作成及び実施確認

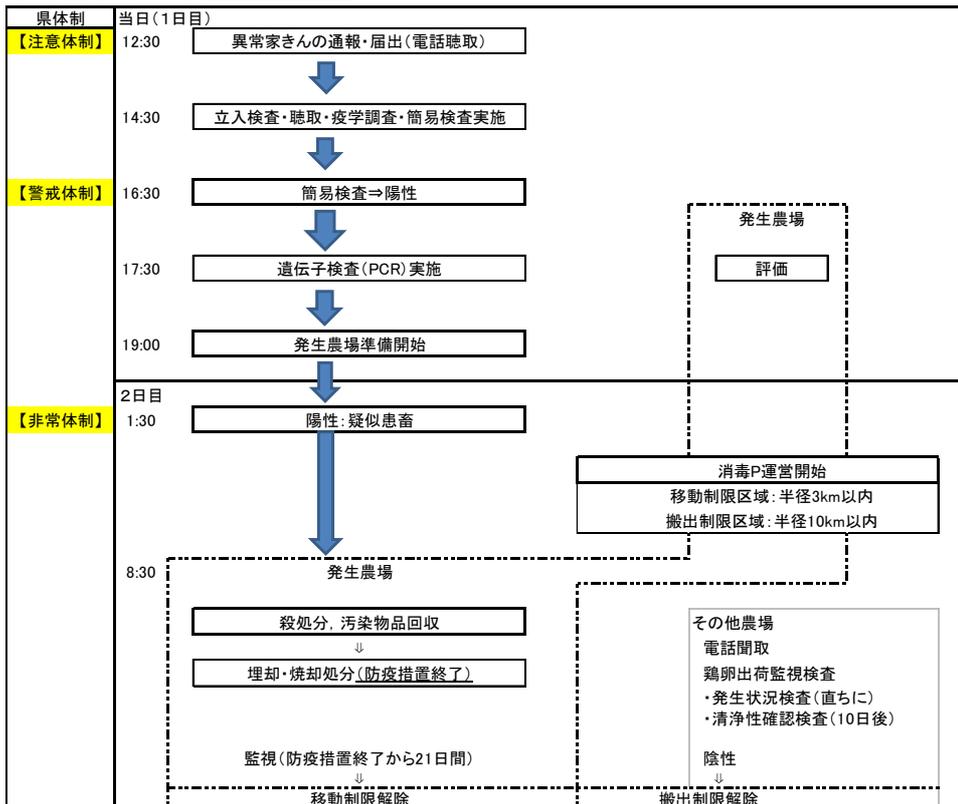
9月末までに農場毎の消毒計画の作成、毎月、履行確認を実施し、指導継続

## ○消石灰の配布

鳥インフルエンザ発生予防対策の注意喚起のため、100羽以上飼養している養鶏場  
100戸に対し、11月上旬を目途に消石灰を配布

# 発生時の対応（タイムスケジュール）

### ○防疫対策の概要※最も早いパターン



○令和5年度のHPAI発生  
民間委託による殺処分を実施

○令和6年8月28日  
発生を想定した県職員の防疫演習実施



## 発生時の対応（広島県HPAI発生状況 動員人員状況）

(単位 人)

発生年度	延べ総数	県職員	国・市町・他 県職員	自衛隊	関係団体職員 (JAグループ)	民間委託 (殺処分)
令和2年度 (1)	<b>3,102</b>	2,346	103	600	53	—
令和3年度 (1)	<b>1,374</b>	1,324	50	—	—	—
令和4年度 (6)	<b>20,794</b>	15,873	960	3,653	308	—
令和5年度 (1)	<b>2,742</b>	1,447	6	—	—	<b>1,289</b>

## 発生時の対応（制限区域内の養鶏農場対応）

鳥インフルエンザが発生した際、ウイルスのまん延を抑えるため、制限区域（3km・10km）を設定し、区域内の移動を制限します。

それとあわせて、経済活動の早期回復の観点から、制限の対象であっても移動を可能とする例外的な措置があり、「**例外協議**」といいます。この協議は、県が国と行います。

### 【例外協議を行う際、事前確認する事項】

#### ○家さん卵出荷のための検査

対象：移動制限区域内の採卵鶏農場

検査：病性判明後原則24時間以内に、遺伝子検査、抗体検査を実施（陰性確認）

#### ○移動する対象物の出荷元/出荷先の確認

#### ○出荷元/出荷先間の移動ルートの設定（他の農場付近の通行を避ける等）

#### ○出荷元農場の飼養衛生管理基準遵守状況（守られていることを確認）

# 発生時の対応（移動・搬出制限区域の制限対象の一覧）

移動の制限と例外の概要 (特定家畜伝染病防疫指針)		出荷元	出荷先		
			移動制限区域	搬出制限区域	制限区域外
家きん	農場 →食鳥処理場	移動制限区域	協議	×	×
		搬出制限区域	協議	○	協議
		制限区域外	協議	○	○
家きん卵	農場 →GPセンター	移動制限区域	協議	協議	協議
		搬出制限区域	協議	○	協議
		制限区域外	協議	○	○
種卵	農場 →ふ卵場 検査施設	移動制限区域	協議	協議	協議
		搬出制限区域	協議	○	協議
		制限区域外	協議	○	○
初生ひな (移動制限区域内 の種卵に由来する もの)	ふ卵場 →農場	移動制限区域	協議	協議	協議
		搬出制限区域	協議	協議	協議
		制限区域外	協議	協議	協議
初生ひな (移動制限区域外 の種卵に由来する もの)	ふ卵場 →農場	移動制限区域	協議	協議	協議
		搬出制限区域	協議	○	協議
		制限区域外	協議	○	○
死体、排せつ物、 敷料、飼料等	農場 →焼却処理施設等	移動制限区域	協議	協議	協議
		搬出制限区域	協議	協議	協議
		制限区域外	協議	○	○

# 発生時の対応（補填の対象）

制限区域を設定したことにより、売上の減少や費用の増加が発生した場合は、家畜伝染病予防法第60条第2項の「費用の負担」の対象となる場合があります。

## 【対象とならない場合】

- 制限等がかかっていない期間（搬出制限区域内の移動や制限の対象外の協議（例外協議）の回答以降を含む。）の売上の減少や費用の増加
- 例外協議を行った家きんの死体
- 県独自の移動自粛要請に基づく、売上の減少や費用の増加

※対象の判断については、発生都度、農林水産省に確認を行います

## 【家畜伝染病予防法第60条第2項（抜粋）】

国は、都道府県が、特定家畜等（第三十二条の規定による移動又は移出の禁止又は制限がされることにより畜産経営に重大な影響が及ぶ家畜、その死体又は物品として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の所有者に対して当該禁止又は制限に起因する特定家畜等に係る売上の減少額又は飼料費その他の保管、輸送若しくは処分に要する費用の増加額のうち政令で定めるものに相当する額を交付する場合には、当該交付した額の二分の一を負担する。

## 発生時の対応（農場の防疫作業従事）

家きんの所有者は、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、本病のまん延を防止、つまり、当該家きんと殺、死体の焼却、汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の防疫措置を実施する第一義的責任を有しています。

農場及び農場従業員の方は、防疫措置が円滑に実施できるよう、防疫作業への従事をお願いします。

**※改正予定の指針には、飼養者の責務が明記される予定（令和6年10月末改正予定）**

【家畜伝染病予防法第16条（と殺の義務）（抜粋）】

次に掲げる家畜の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、直ちに当該家畜を殺さなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合には、この限りでない。

一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜

二 牛疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの疑似患畜

2 前項の家畜の所有者は、同項ただし書の場合を除き、同項の指示があるまでは、当該家畜を殺してはならない。

3 家畜防疫員は、第一項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、同項の家畜について、同項の指示に代えて、自らこれを殺すことができる。

## 家畜飼養者の皆さんが徹底すること（全体）

重大な動物感染症の原因となるものは、必ず「外部から」侵入してくる

周囲には、野鳥や野生動物といった「重大な動物感染症」の原因となるものが常に存在するという認識を持ったうえで

- 1 農場の中に入れない（消毒の徹底）
- 2 農場に集まってくる環境を作らない（餌場や隠れられる場所をなくす）
- 3 農場全体で、この認識を共有し、みんなで取り組む

